

介護保険制度改正で政府

相部屋の自己負担先送り

政府は2日、介護老人保健施設（老健）や介護医療院の相部屋利用者に対し、現状では自己負担を免除している部屋代の一部を求めるところを検討していたが、先送りの方針を固めた。負担増による利用控えを懸念する声に配慮した。

政府は2日、介護老人保健施設（老健）や介護医療院の相部屋利用者に対し、現状では自己負担を免除している部屋代の一部を求めるところを検討していたが、先送りの方針を固めた。負担増による利用控えを懸念する声に配慮した。

3年に1度の介護保険制度改正に向け、社会保障審議会

については、2015年度から収入に応じて部屋代の一部負担を求めている。

部会では、老健や介護医療院の相部屋代についても特養と同様に、利用者に求める案を検討していたが、日本医師会などの部会委員から「利用控えが起きる」といった反対意見が出た。

このほか政府は、制度改正の論点の一つだった、保険料を支払う年齢を現在の「40歳以上」から引き下げる案についても先送りを決めた。子育て世代のさらなる負担増にならざるとして、部会で慎重論が相次いだ。

介護保険制度改正を巡っては、①介護保険サービスを利用する際に必要な「ケアプラン」（介護計画）の有料化②要介護1、2の人が利用する生活援助サービスの事業主体を国から地方へ移行も検討していたが、政府は先送りの調整をしている。今後は、自己負担2割の対象者を拡大するかどうか焦点となる。

介護保険制度改正を巡っては、①介護保険サービスを利用する際に必要な「ケアプラン」（介護計画）の有料化②要介護1、2の人が利用する生活援助サービスの事業主体を国から地方へ移行も検討していたが、政府は先送りの調整をしている。今後は、自己負担2割の対象者を拡大するかどうか焦点となる。